

盛岡広域振興局長告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和8年2月13日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

1(1) 路線名 零石東八幡平線

(2) 供用開始の区間

ア 岩手郡零石町柿木97番5地先から101番1地先まで

イ 岩手郡零石町谷地45番9地先から45番6地先まで

(3) 供用開始の期日 令和8年2月13日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 令和8年2月13日から同年3月13日まで

2(1) 路線名 国見温泉線

(2) 供用開始の区間

ア 岩手郡零石町龍川山国有林699林班に1小班地先内

イ 岩手郡零石町龍川山国有林699林班は小班地先内

ウ 岩手郡零石町龍川山国有林702林班い2小班地先内

エ 岩手郡零石町龍川山国有林703林班い2小班地先内

(3) 供用開始の期日 令和8年2月13日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 令和8年2月13日から同年3月13日まで